

府子本第159号
平成28年3月24日

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

「市町村における児童手当関係事務処理について」の一部改正について

標記については、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日府子本第430号本職通知。以下「統括官通知」という。）により行われているところですが、今般、行政不服審査法（平成26年法律第68号）が本年4月1日から施行されることとなったことに伴い、統括官通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、本年4月1日から適用することとしましたので通知します。